

## 「京都大学大学文書館利用等要項」の一部改正について（諮問）

令和6年3月  
内閣府大臣官房公文書管理課

### ＜利用等規則改正の手続＞

- 公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第2条第3項及び公文書等の管理に関する法律施行令第2条第1項の規定により、独立行政法人国立公文書館の設置する公文書館及び国立公文書館に類する機能を有する施設を「国立公文書館等」（※）として指定している。

（※）国立公文書館等（16施設）

国立公文書館、宮内公文書館、外交史料館、北海道大学文書館公文書室、東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室、筑波大学アーカイブズ、東京大学文書館、東京外国語大学文書館、東京工業大学博物館資料館部門公文書室、東海国立大学機構大学文書資料室、京都大学大学文書館、大阪大学アーカイブズ、神戸大学大学文書史料室、広島大学文書館、九州大学大学文書館、日本銀行金融研究所アーカイブ

- 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する定め（以下「利用等規則」という。）を設けなければならないとされており（公文書管理法第27条第1項）、その制定・変更にあたっては、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとされている（同条第3項）。

また、内閣総理大臣は、同意をしようとするときは、公文書管理委員会に諮問しなければならないとされている（同法第29条第2号）。

<今回申出のあった利用等規則改正の概要>

○ 京都大学大学文書館から利用等要項の改正について申し出があり、内閣総理大臣に協議がなされたため、別紙（案1）のとおり公文書管理委員会に諮問することとしたい。

○ 利用等要項改正案の内容は、以下のとおり。

（1）特定歴史公文書等の写しの交付に係る手数料の納付方法及び額を変更する。

- ・ 郵便書留で送付する方法を廃止し、銀行口座への振込納付を追加（第20）
- ・ 手数料の額を変更（料金表（第20関係）1ニ、ホ、へ、2ロ、ハ）

（2）特定歴史公文書等の写しの交付の方法を変更する。

- ・ マイクロフィルムを用いた交付方法を廃止（料金表（第20関係）1旧ロ、旧ハ）
- ・ 電子メールを用いた交付方法を追加（料金表（第20関係）1新ロ、新ハ）

※同大学文書館によれば、外部委託により写しの交付に係る複製物作成業務を実施しており、人件費及び資材の高騰のため、現在の手数料額を維持できないため改定を行うが、電子メールを用いた交付の方法により、利用者の手数料負担の軽減を図ることができるとのこと。

○ 同委員会において了承が得られた際には、別紙（案2）のとおり内閣総理大臣の同意を行うこととしたい。

なお、内閣総理大臣の同意後は、京都大学大学文書館において速やかに利用等要項の改正を行い、令和6年4月1日から改正後の利用等要項に基づく運用を行う予定。

府 公 第 42 号  
令和6年3月18日

公文書管理委員会  
委員長 小幡 純子 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄

諮 問 書

公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第29条第2号の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関する改正案(京都大学大学文書館利用等要項案)について、諮問します。